

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（R2.4.10 第 550 号より）

●自動車検査証の有効期間を伸長～新型コロナウイルス対策～

新型コロナウイルスの緊急事態宣言で対象地域とされた7都府県については、自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長します。

○対象地域

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

○対象車両

自動車検査証の満了日が4月8日～5月31日までのもの

（満了日が2月28日～3月31日までの車両で、既に有効期間が4月30日まで延長されているものも含む）

○伸長期間

6月1日まで

詳細はこちら

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000240.html